

当院は、厚生労働大臣が定める「入退院支援加算 1」の施設基準の届出を行っております。届出にあたり以下の対策に取り組んでおります。

「入退院支援加算 1」について

- 当院では、患者さんが安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、施設間の連携を推進しております。そのために入退院支援及び地域連携を担う部門を設置し、十分な経験を有する看護師・社会福祉士を配置しております。

「面会」について

- 入院中の面会は、患者さんの尊厳の保持及び療養生活の質の向上を資するのみならず、円滑な退院支援を行う上でも重要であると考えております。
- 感染対策などの正当な理由がない限り、面会を妨げることはありません。
- 面会制限が必要以上に厳格な制限をならないよう十分配慮します。
- 面会に関する規程は、当院規程に準じますが、状況に応じて見直しを行います。
- 面会の周知事項は院内に掲示します。